

町道民税申告相談のお知らせ

平成22年度(平成21年分)町道民税申告相談を実施します。次の事項に注意して、確定申告してください。

1. 日 程 下記の相談日程で受付いたします。

下記日程でご都合の悪い場合は、他の会場等でも相談をお受けしますが、資料等について事前に準備しておく必要がありますので、必ず事前に連絡をお願いします。

2. 持 参 いた だ く も の は …

- (1) 印 鑑
- (2) 国民年金保険料の控除証明書（社会保険庁から送られてきた方）
- (3) 生命保険料・地震（長期損害）保険料の支払証明書
- (4) 社会保険料、医療費などの支払領収書及び医療費明細書
- (5) 事業決算書及び経費算入に必要な領収書・明細がわかる請求書等
- (6) 給与所得・公的年金の源泉徴収票
- (7) 所得税の確定申告書用紙及び消費税の確定申告用紙（税務署から送られている方）
- (8) 預金通帳か口座番号の控え（所得税の還付がある場合）
- (9) その他、譲渡所得（土地・建物等を買った場合の収入）や生命保険に係る収入を確認できる通知書

町道民税の申告、又は、所得税の確定申告がなければ、「公営住宅への入居」、「保育所への入所」、「後期高齢者医療保険の負担区分の決定」等に必要となる町民税（道民税）の証明を受けることができませんので、ご注意ください。

～医療費控除を受けられる方へ～

- 町道民税及び所得税の申告をされる方で、1年間にかかった医療費の合計額が、10万円を超えた場合、（所得額が200万円以下の方は所得額の5%を超えた場合）その超えた分の額の医療費控除を受けられます。なお、課税にならない方（例えば、年金以外の収入がない65歳以上で、年金収入が120万円以下の方）は医療費控除は受けられませんのでご承知をお願いします。
 - 医療費控除を受けられる方は、平成21年中に支払った医療費（病院・薬局）の領収書を「個人ごと」「医療機関ごと」にまとめて、医療費明細書に記入して下さい。（裏面の記入例を参照して下さい。）
 - 通院に係る交通費については、公共交通機関（バスやJR等）の料金で計算して下さい。
- ※ 医療費控除の計算につきましては、本年度の確定申告時から、受付時間短縮のため各自で「医療費明細書」を作成していただいた後に申告を受けることとしておりますので、予め準備をお願いします。
- ※ 医療費明細書は、役場税務課・各支所の窓口を用意しておりますので、申告時には、必要箇所記入の上必ず持参願います。

町道民税申告相談日程

月	日	曜日	種別	受付町内	場 所	時 間	地区名	
2	2	火	全般	来岸・西河	来岸会館	9:30~16:00	来岸・西河	
	3	水	〃	神 岬	神岬会館		神 岬	
	4	木	〃	余 別	余別コミュニティセンター	9:30~16:00	余 別	
	5	金	〃			13:30~16:00		
	8	月	〃	入 舸	入舸会館	9:30~16:00	入 舸	
	9	火	〃			13:30~16:00		
	10	水	〃	日 司	日司生活改善センター	9:30~16:00	日 司	
	12	金	〃			13:30~16:00		
	15	月	〃	丸 山	丸山会館	9:30~12:00	丸 山	
	16	火	〃	幌武意	幌武意寿の家	9:30~16:00	幌武意	
	17	水	〃	婦 美	婦美会館		婦 美	
	18	木	〃	小泊・寺町・常盤	文化センター1階会議室		9:30~16:00	美 国
	19	金	〃	柳町・浜町				
	22	月	〃	茶 津				
	23	火	〃	山岸・西仲・中央				
24	水	〃	東浦・西浦	野塚克雪センター	9:30~16:00	野 塚		
25	木	〃	野 塚		13:30~16:00			
26	金	〃			9:30~16:00			
3	1	月	農業	栄 町	文化センター1階会議室	9:30~16:00	美 国	
	2	火	全般			9:30~16:00		
	3	水	〃	多茂木・川上	9:30~16:00			

上記日程でご都合の悪い場合は、他の会場等で申告をお受けしますが、資料等を前もって準備しておく必要がありますので、必ず事前に連絡をお願いします。

【問合せ先：役場税務課 TEL 44-2111 内線221・222】

『所得税』の申告期限は、平成22年3月15日です！！